

# 福島原子力発電所事故に伴う 個人、法人・個人事業主さま への損害賠償について

平成26年7・8月  
東京電力株式会社  
東北補償相談センター



東京電力

---

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられた皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます

# I. 個人賠償

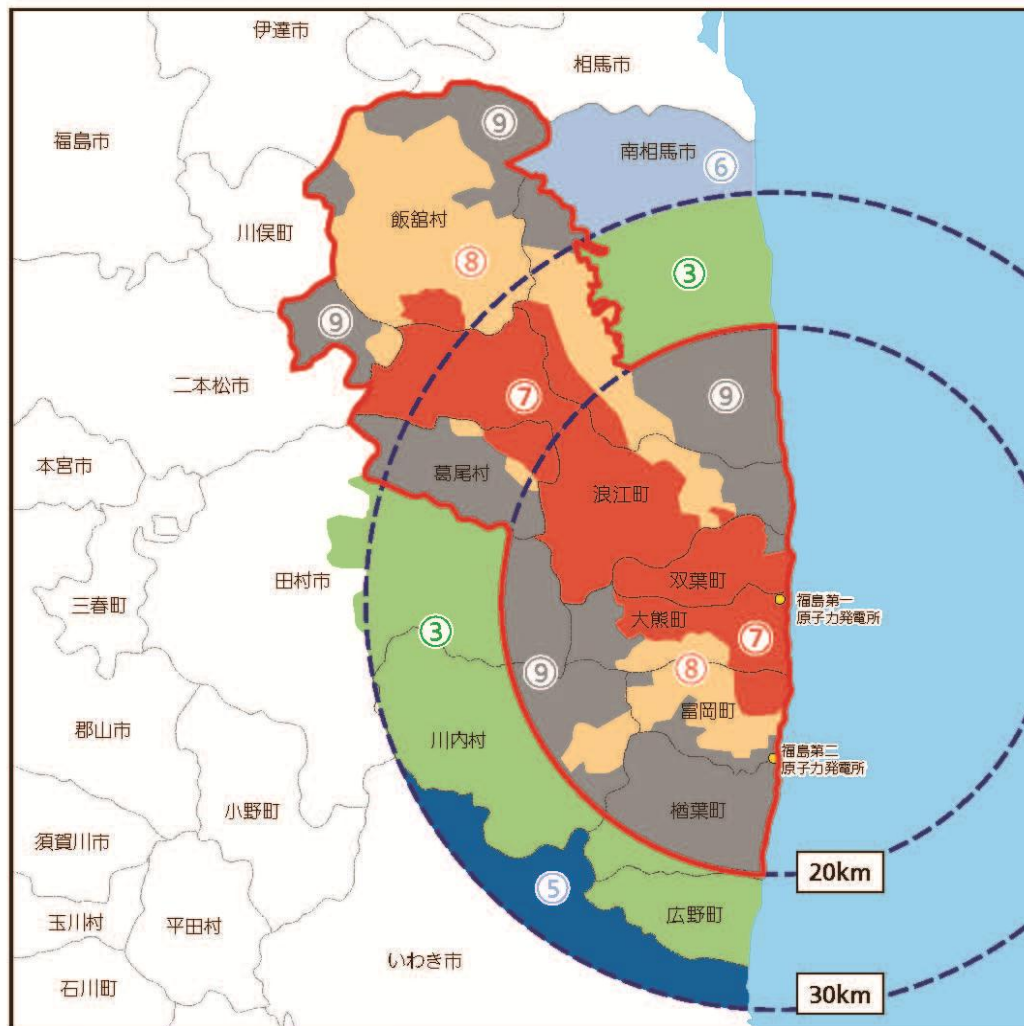
## 1. 損害賠償の対象となる主な方々

- ①事故発生時（H23.3.11）に避難等対象区域にお住いだった方々
- ②事故発生時に自主的避難等の対象区域にお住いだった方々
- ③避難指示区域内に土地や建物等の不動産や財産を所有されている（相続を含む）方々

# 2. 避難等対象区域

【個人賠償】

【避難等対象区域】 (平成26年3月10日の政府公示にもとづき記載)



- ①旧警戒区域のうち、⑦～⑨以外の区域\*
- ②旧計画的避難区域のうち、⑦～⑨以外の区域\*
- ※ 区域見直しにより、対象区域はございません。
- ③旧緊急時避難準備区域のうち、④以外の区域
- ④特定避難勧奨地点(地図に表示していません)
- ⑤旧屋内退避区域のうち、②～④および⑦～⑨以外の区域

- ⑥南相馬市全域のうち、③、④および⑦～⑨以外の区域
- ⑦帰還困難区域
- ⑧居住制限区域
- ⑨避難指示解除準備区域

### 3. 自主的避難等の対象区域

【個人賠償】

#### 【福島県】

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、  
国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、  
田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、  
平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、  
相馬市、新地町、いわき市  
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、  
棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

#### 【宮城県】

丸森町

※市町村により損害賠償が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

# 4. 損害賠償の項目（一般賠償）

【個人賠償】

損害賠償の項目	具体的な例
精神的損害	月次定額
	要介護等に伴う増額
	移住
避難・帰宅費用	交通費・宿泊費等
一時立入り費用	交通費・宿泊費等
検査費用	健康診断等
	土地，物品等
就労不能	賃金差額
	通勤交通費増分，就労に伴う転居費
その他	家賃
	礼金・仲介手数料・駐車場・転居費
	避難に伴う購入物品費
	家族間移動費
	その他
生命・身体的損害	治療費・薬代・入院費
	交通費・宿泊費
	慰謝料
自主的避難等に係る損害	対象地域での精神的損害・物品等の賠償

※損害賠償の具体的な内容については、お問い合わせください。

## 4. 損害賠償の項目（財物賠償）

【個人賠償】

賠償の種類	具体的な例
車両	二輪・四輪
宅地	自宅等の土地
建物	自宅等の建物・庭および付帯造作物
借地権	宅地が借地の場合の権利
住居確保	移住または帰還のための持ち家や 借家の確保に必要な追加的費用
田畑	農耕用の田畑
家財	自宅内の家財・物品一式
高額家財	仏壇
墓石	墓石等の修理，移転費用

※損害賠償の具体的な内容については、お問い合わせください。

## Ⅱ. 法人・個人事業主賠償

### 1. 賠償の対象となり得る方

#### (1). 加工・流通業者さま(以下のいずれかに該当する方)

- ①. 中間指針策定（平成23年8月5日）以降に産出された風評被害の認定の対象となる農林水産物の加工業者さまおよび食品製造業者さまのうち、現実に生じた風評被害を受けた法人・個人事業主さま

ただし、主たる原材料※1が風評被害の認定の対象※2となる農林水産物等を取扱う方が対象となります。

※1 「主たる」とは、原材料に占める当該農林水産物の重量の割合が概ね50%以上を目安とします。

※2 ①農産物（畜産物を除き食用に限る） ②茶 ③林産物（食用に限る） ④牛乳・乳製品  
⑤水産物（食用および餌料用に限る） ⑥家畜飼料・薪・木炭 ⑦家畜排泄物を原料とする堆肥

- ②. 風評被害の認定の対象となる農林水産物、ないし①に掲げた方が加工・製造した製品等を継続的に取扱っていた流通業者さまのうち、中間指針策定以降に現実に生じた風評被害を受けた法人・個人事業主さま



# 1. 賠償の対象となり得る方

【法人・個人事業主賠償】

## (2). 避難対象区域の法人・個人事業主さま(以下要件を全て満たす方)

- ①. 農業・漁業以外の事業を営む法人・個人事業主さま
- ②. 政府による避難指示等以前に事業を開始されている(されていた)法人・個人事業主さま
- ③. 「避難対象区域」で事業の全部または一部を行っている(行っていた)法人・個人事業主さま

## (3). その他の被害を受けられた法人・個人事業主さま

- . 観光業・輸入業等を営む法人・個人事業主さま(期間や条件等にも依りますので詳細はお問い合わせ下さい。)

## (4). 間接被害を受けられた法人・個人事業主さま

- . 上記お支払いの対象となる方等と一定の経済的関係があり、取引に代替性がない間接被害を受けられた法人・個人事業主さま

※損害賠償の具体的な内容については、お問い合わせください。



## 2. 賠償の種類

【法人・個人事業主賠償】

- ①. 風評被害や政府による避難指示等により支障が生じた事業に係る減収分（逸失利益）
- ②. 事業運営のために必要となり実施を余儀なくされた放射線検査費用
- ③. 上記放射線検査費用以外の追加的費用

## 3. 賠償金額の算出方法

【法人・個人事業主賠償】

賠償金額 = ① 逸失利益 + ② 放射線検査費用 + ③ 追加的費用

①逸失利益は、「本件事故が無ければ得られたであろう利益」と「実際に得られた利益」との差額

逸失利益 = (基準年度売上高※1 - 賠償対象期間の売上高) ※2 × 貢献利益率※3

※1：基準年度は、原則として平成23年3月11日を含む事業年度直前の年度といたします。

※2：基準年度売上高と賠償対象期間の売上高とは、同月間での比較となります。

※3：粗利（売上高－売上原価）から「支払いを免れた固定費・変動費」を減算したものを「貢献利益」とし、売上高に占める貢献利益の割合を「貢献利益率」とします。

②放射線検査費用ならびに③追加的費用は、実費をお支払いします。



## Ⅲ. 共通事項

### 1. 個別相談

○賠償相談の専用窓口を仙台市内に設置しております。下記のお電話にて予約いただきましたうえで、ご来所いただけますようよろしくお願いいたします。

〔場所〕 仙台市青葉区一番町4-6-1

仙台第一生命タワービル1F

（地下鉄 勾当台公園駅徒歩5分：三越のやや南側）

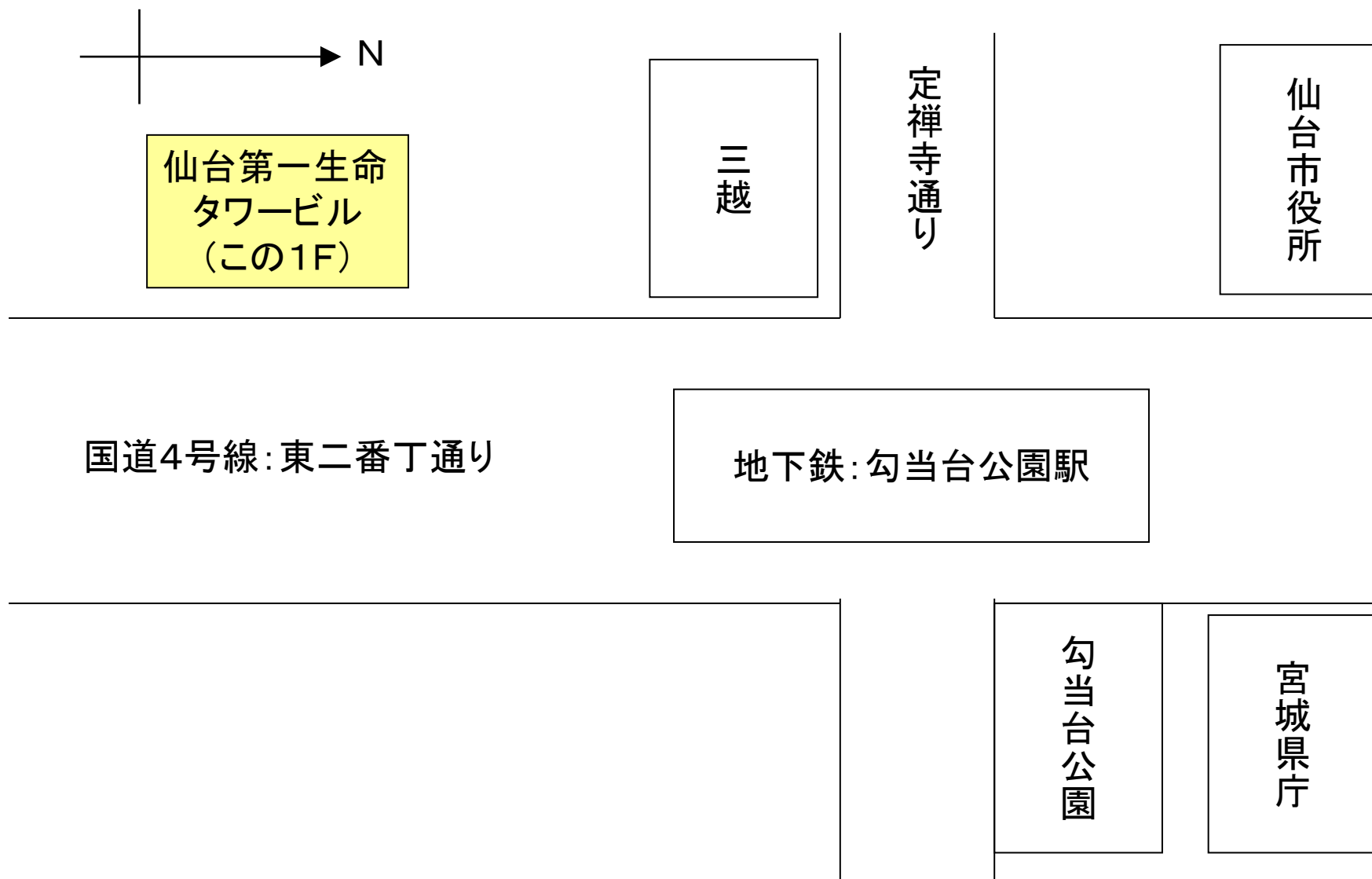
〔時間〕 月曜～土曜 9:00～17:00（日曜・祝日は閉所）

○ご自宅等への訪問相談も行っております。下記のお電話にてご依頼いただきますようよろしくお願いいたします。

【連絡先】 0120-993-010（東北補償相談センター）

## 2. 相談窓口

【 共通事項 】



### 3. 請求書送付等

【 共通事項 】

○請求書の送付依頼，その他ご質問は以下にお電話いただきますようよろしくお願いいたします。

【連絡先】 0120-926-404 （福島原子力補償相談室）